

議案第3号

大口町下水道条例の一部を改正する条例の一部改正について

大口町下水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成26年1月30日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、消費税及び地方消費税の課税について、疑義が生じないようにするため、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町下水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

大口町下水道条例の一部を改正する条例（平成25年大口町条例第45号）の一部を次のように改正する。

第18条の改正規定中「消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額」を「当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町下水道条例の一部を改正する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第18条中「算定した金額とする」を「算定した額に、<u>当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた金額（その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）とする</u>」に改める。</p>	<p>第18条中「算定した金額とする」を「算定した額に、<u>消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた金額（その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）とする</u>」に改める。</p>

改正後の一部改正条例による大口町下水道条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>（使用料の算定方法）</p> <p>第18条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量（以下「排出量」という。）に応じて、別表に定めるところにより<u>算定した額に、当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた金額（その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）とする</u>。ただし、隔月に検針する場合は、2使用月に排除した汚水の量の2分の1の量を排出量とみなす。</p> <p>2 略</p>	<p>（使用料の算定方法）</p> <p>第18条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量（以下「排出量」という。）に応じて、別表に定めるところにより<u>算定した金額とする</u>。ただし、隔月に検針する場合は、2使用月に排除した汚水の量の2分の1の量を排出量とみなす。</p> <p>2 略</p>